

第 1 0 2 回安来市議会定例会

(令和 5 年・令和 6 年)

9 月定例会議議案

決 算 関 係 綴

(一般会計・特別会計)

認第 1 号	令和 5 年度安来市一般会計決算の認定について
認第 2 号	令和 5 年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認第 3 号	令和 5 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
認第 4 号	令和 5 年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定について
認第 5 号	令和 5 年度安来市電気事業特別会計決算の認定について
認第 6 号	令和 5 年度安来市生活排水処理事業特別会計決算の認定について
認第 7 号	令和 5 年度母里財産区特別会計決算の認定について
認第 8 号	令和 5 年度井尻財産区特別会計決算の認定について
認第 9 号	令和 5 年度赤屋財産区特別会計決算の認定について
報第 1 2 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<提出資料>

- 令和 5 年度安来市一般会計・特別会計歳入歳出決算書
- 令和 5 年度安来市一般会計・特別会計歳入歳出決算書附属書類
- 令和 5 年度主要施策の成果説明書
- 令和 5 年度安来市総合計画（後期基本計画）における指標実績一覧
- 令和 5 年度決算の概要
- 令和 5 年度安来市歳入歳出決算審査意見書
- 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

認第 1 号

令和 5 年度安来市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度安来市一般会計決算の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第2号

令和5年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第3号

令和5年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第4号

令和5年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第5号

令和5年度安来市電気事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度安来市電気事業特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第6号

令和5年度安来市生活排水処理事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度安来市生活排水処理事業特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第7号

令和5年度母里財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度母里財産区特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第 8 号

令和 5 年度井尻財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度井尻財産区特別会計決算の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

認第9号

令和5年度赤屋財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度赤屋財産区特別会計決算の認定を求める。

令和6年9月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

報第 1 2 号

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

○健全化判断比率 (単位：%)

項 目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	—	—	12. 4	78. 3

※実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはそれぞれ赤字額が発生していないため“—”表示となる。

(単位：%)

早期健全化基準	12. 79	17. 79	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

○資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20. 00
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	5. 0	
電 気 事 業 特 別 会 計	—	
生活排水処理事業特別会計	—	

※資金不足額が発生していない会計は“—”表示となる。

